

## はしがき

企業の活動は多岐にわたりますが、商取引に関する紛争ばかりではなく、社内不祥事、消費者からの苦情、不当な企業攻撃、さらには会社経営のグローバル化、DXの進展など、現代企業の直面する法的問題は多様化し、複雑化し、そして国際化しています。

そうした環境を踏まえ、本書は、企業法務の重要課題につき、主に初任の法務部員や総務部門の法務担当者を対象として、できる限り平易で分かりやすく解説したものです。

内容としては、商事法務（第6・7・8・9講）、国際法務（第4・5講）、情報法務（第10講）、経済法・独禁法（第11講）、労働法務（第12・13講）、消費者保護（第14講）、債権管理・回収（第17講）、危機管理（第18・19講）等々の法分野について、各講の冒頭に実務的な事例（【Case】）を掲げ、その考え方の要旨（本講のポイント）を示した後、具体的な解説を論述しました（解説）。末尾には今後検討すべき事項（発展課題）も付記しています。また、紛争解決、予防法務、戦略法務という企業法務の3つの機能については、演習問題の形式で解説を試みました（第5・7・17講）。

なお、本書の執筆に際しては、筆者が担当した慶應義塾大学「企業法務ワークショップ・プログラム」や企業向けの各種研修・セミナーにおける講義内容と質疑応答も参考としたため、講義録のような口語体で記述しています。

本書が広く企業法務に携わる方々に少しでも役立つものになるのであれば、著者として望外の喜びです。

本書の企画・構成段階から出版に至るまで、勁草書房の山田政弘氏・中東小百合氏には、終始多大なるお世話になりました。心からお礼を申し上げます。

2020年12月

菅原 貴与志

## 目 次

<b>第1講</b>	<b>企業法務とは</b> .....	1
<b>本講のポイント</b>		1
<b>解 説</b>		1
①	企業法務とは	1
	(1) 企業活動と法律	1
	(2) 多義的な企業法務の概念	2
②	企業法務の機能	2
	(1) 紛争解決	3
	(2) 予防法務	3
	(3) 戦略法務	4
③	企業法務の担い手	4
	(1) 企業内	4
	(2) 企業内弁護士	5
	(3) 企業外専門家との協働	5
④	企業活動をめぐる法律の俯瞰	6
	(1) 民法・商行為法	6
	(2) 会社法	7
	(3) 民事手続法, 倒産法	7
	(4) 労働法	7
	(5) 経済法・競争法	8
	(6) その他の法分野	9
	(7) 相次ぐ立法・法改正と企業法務への影響	9

## 第2講 法律知識の基礎 ..... 10

本講のポイント ..... 10

解 説 ..... 10

- ① 条文の読み方 10
  - (1) 法律用語の特殊性 10
  - (2) 定義規定の存在 11
  - (3) 要件と効果 11
  - (4) 虚偽表示の読み方 12
- ② 法の体系的理解 13
  - (1) 自分なりの体系的理解 13
  - (2) 株式会社の基本構造 14
- ③ 判例の読み方 15
  - (1) 判例の意義 15
  - (2) 判例を読むときの姿勢 16
  - (3) 判例の射程 16
  - (4) 重要な財産の処分 16

## 第3講 契約と契約書 ..... 18

本講のポイント ..... 18

解 説 ..... 18

- ① 契約の成立 18
  - (1) 契約の成立要件 18
  - (2) 契約書を作成する理由 19
- ② 契約書の実務 19
  - (1) 契約書の形式 19
  - (2) LOI と秘密保持条項 20
  - (3) 契約書の名義 21

③ 契約書作成時の注意事項	22
(1) 契約交渉と契約書作成	22
(2) 有利な特約条項の作成	23
④ 国際取引契約	24

## 第4講 国際取引・英文契約 ..... 26

本講のポイント	26
---------	----

解 説	26
-----	----

① 国際取引の基本——契約観の違い	26
(1) 国際取引と英文契約	26
(2) 疑義解決条項と Entire Agreement Clause	27
(3) 「信頼の証し」か「不信感の象徴」か	28
② 法律英語の特色	28
(1) shall, will, may の用法	28
(2) 数字・日付・期間の表示	29
(3) 頻出用語の例	30
(4) 例示する場合	31
(5) 古語・ラテン語の多用	32
(6) 類義語の重複	33
③ 主要条項と一般条項	33

## 第5講 予防法務演習 ..... 35

本講のポイント	35
---------	----

解 説	35
-----	----

① 契約条項の読解	35
(1) 責任と保険	35
(2) 責任条項の読下し	36
(3) 責任制限条項の検討	37

- ② 契約審査の実務 38
  - (1) 責任の空白部分の補充 38
  - (2) 条項修正の例 39
  - (3) 保険条項について 40
- ③ ビジネス法務の担い手として 40

## 第6講 株式会社のガバナンス ..... 42

本講のポイント ..... 42

解 説 ..... 42

- ① 取締役と取締役会 42
  - (1) 取締役・代表取締役 42
  - (2) 取締役会 43
- ② 任務懈怠責任と経営判断原則 44
  - (1) 取締役と会社の関係 44
  - (2) 任務懈怠責任の要件事実 45
  - (3) Case の検討 46
  - (4) 経営判断の原則 47
  - (5) 経営判断原則に関する司法判断 48
- ③ 監査役と監査役会 48

## 第7講 戦略法務演習 ..... 50

本講のポイント ..... 50

解 説 ..... 50

- ① 株式会社の機関構成 50
  - (1) 機関設計の類型 50
  - (2) 会社類型と選択肢 51
  - (3) Case の要点 52
- ② 取締役会設置会社と取締役会を設置しない会社の検討 52

- (1) 取締役会非設置と総会万能主義 52
- (2) 中央集権型かシナジー追求型か 53
- (3) 戦略法務の在り方 54

③ まとめ 55

**第8講 株主総会の運営** ..... 57

本講のポイント ..... 57

解 説 ..... 57

- ① 株主総会事務局の役割 57
- ② 株主総会をめぐる会社法上の重要論点 58
  - (1) 株主総会の権限 58
  - (2) 株主提案権をめぐる諸問題 58
  - (3) 議決権代理行使をめぐる諸問題 59
- ③ 事前準備 61
  - (1) 事前準備の俯瞰 61
  - (2) 株主総会事務日程 61
  - (3) 招集通知, 事業報告, 参考書類の作成実務 61
  - (4) 想定問答・シナリオの作成, リハーサルの実施 62
- ④ 当日対応 63
  - (1) 来場株主の受付 63
  - (2) 議事運営をめぐる諸問題 63
  - (3) 取締役の説明義務 63
  - (4) 表決をめぐる諸問題 64
- ⑤ 新型コロナ下の株主総会（補論） 65
  - (1) 2020年の状況 65
  - (2) バーチャル株主総会の活用 65

**第9講 株式会社のファイナンス** ..... 67

本講のポイント ..... 67

## 解 説

67

- 1 資金調達 67
  - (1) 総説 67
  - (2) 直接金融と間接金融 68
  - (3) 株式と社債 69
  - (4) 授権株式制度 70
  - (5) 株式募集の手続 70
- 2 会社の計算 71
  - (1) 計算の意義 71
  - (2) 利益と報酬 71
  - (3) 剰余金の配当 72
  - (4) 計算書類と決算公告 73
- 3 粉飾決算 73
  - (1) 粉飾決算とは 73
  - (2) 粉飾の原因と手法 74
  - (3) 粉飾の予防策 74

## 第10講 情報法務 ..... 76

### 本講のポイント ..... 76

### 解 説 ..... 77

- 1 情報管理の基本 77
  - (1) 情報法務の特殊性 77
  - (2) 情報管理体制の構築・整備 77
  - (3) 情報管理の要点 77
- 2 個人情報保護 78
  - (1) 個人情報保護法の目的 78
  - (2) 個人情報保護法の枠組み 79
  - (3) 実務的に重要な第三者提供の制限 79
  - (4) 改正法の概要 80
  - (5) 外国法制への注意 81

③	営業秘密の管理	81
	(1) 不正競争防止法と営業秘密の管理	81
	(2) 営業秘密の3要件	82
	(3) 法的保護の概要	83
④	情報管理コンプライアンスの最新動向	83
	(1) SNS不正書込みへの対応	83
	(2) 情報管理コンプライアンスの最新動向	84

## 第11講 独禁法・競争法 ..... 86

本講のポイント ..... 86

解 説 ..... 86

①	独禁法の目的	86
	(1) 独禁法の枠組み	86
	(2) 自由経済と独禁法の趣旨	87
②	私的独占	88
③	不当な取引制限（カルテル）	89
	(1) カルテルとは	89
	(2) なぜ価格カルテルに注意を払うのか	90
	(3) コンプライアンスの観点から	90
④	不公正な取引方法	91
	(1) 不公正な取引方法とは	91
	(2) 不公正な取引方法の種類	92
	(3) 優越的地位の濫用	93
⑤	景品表示法	94

## 第12講 労働法務 ..... 96

本講のポイント ..... 96

解 説 ..... 96



1	労働関係法令の遵守	96
2	労働時間の管理	98
	(1) 労働時間とは	98
	(2) 労働時間の法規制	98
	(3) 時間外労働・休日労働	98
	(4) 安全配慮義務, 労働時間の把握義務	99
3	休日・休暇	100
	(1) 休日とは	100
	(2) 休暇と休日の異同	100
	(3) 有給休暇	100
4	懲戒	101
	(1) 懲戒処分の目的	101
	(2) 懲戒の種類	101
	(3) 懲戒と就業規則	102
	(4) 懲戒に際しての留意点	102
5	労災の基礎知識	103
	(1) 労働災害	103
	(2) 労災保険	103

## 第13講 ハラスメント, 集团的労使関係 ..... 105

本講のポイント ..... 105

解説 ..... 106

1	ハラスメント	106
	(1) 差別禁止とハラスメント	106
	(2) セクハラ	106
	(3) パワハラ	107
2	集团的労使関係	111

**第 14 講** 消費者対応 ..... 113

本講のポイント ..... 113

---

解 説 ..... 114

---

- ① 消費者保護法制 114
  - (1) 消費者・顧客との関係 114
  - (2) 消費者契約法 114
  - (3) 特定商取引法 116
  - (4) 製造物責任法 117
- ② 顧客からのクレーム 119
  - (1) Case の検討 119
  - (2) 悪質クレマー対策 120

**第 15 講** 贈賄防止, インサイダー取引, その他の法務リスク ... 122

本講のポイント ..... 122

---

解 説 ..... 122

---

- ① 贈賄防止 122
  - (1) 外国公務員への贈賄行為 122
  - (2) 贈賄による企業リスク 123
  - (3) 贈賄行為の構成要件 123
  - (4) FCPA の適用範囲について 125
- ② インサイダー取引 125
- ③ その他の法務リスク 126
  - (1) 知的財産権の侵害 126
  - (2) 社会に対するコミットメント 127
  - (3) 日本版司法取引 129

## 第16講 紛争解決・訴訟についての法律知識…………… 130

### 本講のポイント…………… 130

### 解 説…………… 130

- ① 内容証明郵便 130
  - (1) 意義と性質 130
  - (2) 内容証明の活用法 131
  - (3) 内容証明の書き方 131
  - (4) 内容証明を出すことが適当でない場合 134
- ② 示談 134
  - (1) 意義と性質 134
  - (2) 示談の効用 134
  - (3) 示談書の作成 135
  - (4) 示談の無効, 取消し 135
- ③ 民事調停 136
  - (1) 調停の意義 136
  - (2) 調停制度の利点 136
  - (3) 調停の手續と効力 136
- ④ 公正証書 137
  - (1) 意義 137
  - (2) 利点と限界 137
  - (3) 公証役場 138
- ⑤ その他の法的手段 138
  - (1) 仲裁 138
  - (2) 少額訴訟 138
  - (3) 支払督促 139
  - (4) 起訴前の和解 139
  - (5) その他の法的手段 139

**第 17 講 紛争解決演習** ..... 140

本講のポイント ..... 140

解 説 ..... 140

- 1 内容証明による督促 140
  - (1) 内容証明の効果 140
  - (2) 時効の更新・完成猶予 141
  - (3) より心理的な圧力をかけるために 142
  - (4) 内容証明を出すことが適当でない場合 142
- 2 示談交渉 142
  - (1) 示談の効用 142
  - (2) 有利な示談交渉の進め方 143
  - (3) 示談書の作成 143
  - (4) 示談の不調、不成立の場合 144
- 3 公正証書化 144
  - (1) 公正証書の利点 144
  - (2) 公証役場への出頭 144
- 4 民事調停 145
  - (1) 調停の意義 145
  - (2) 調停制度の利点 146
  - (3) 調停向きの紛争と不向きな紛争 146
  - (4) 調停の手続 147
- 5 通常訴訟 147
- 6 小括 147

**第 18 講 リスク・マネジメントとコンプライアンス** ..... 150

本講のポイント ..... 150

解 説 ..... 150

<b>1</b>	<b>内部統制</b>	151
(1)	内部統制とは	151
(2)	会社法における内部統制の意義	152
<b>2</b>	<b>内部統制, リスク・マネジメント, コンプライアンス</b>	153
(1)	リスクとは	153
(2)	リスク・マネジメントとコンプライアンス	153
<b>3</b>	<b>コンプライアンス概念の再考</b>	154
(1)	内容の分かりにくさ	154
(2)	会社法条文からの説明	155
(3)	ステークホルダー経営とコンプライアンス	155
(4)	コンプライアンスとCSRの関係	156
(5)	企業行動基準の誤謬	156
(6)	コンプライアンス研修	157
<b>4</b>	<b>小括</b>	158

## 第19講 パンデミックと企業法務 ..... 159

本講のポイント ..... 159

解 説 ..... 159

<b>1</b>	<b>危機管理</b>	160
(1)	感染症法と企業実務	160
(2)	感染拡大防止策の実例	160
(3)	感染症対応の基本的な選択肢	161
(4)	感染症確認時の対応手順	161
<b>2</b>	<b>感染症と個人情報・プライバシー保護</b>	162
(1)	感染等の情報取得	162
(2)	利用目的との関係	163
(3)	企業内での情報共有	163
(4)	社外への情報提供	164
<b>3</b>	<b>人事労務関係</b>	164
(1)	休業手当と労働者への配慮	164

(2) テレワーク 165

④ 取引関係への影響 165

(1) 債務不履行と不可抗力の主張 165

(2) 独禁法・下請法関係 166

⑤ 小括 167

**第20講** 局中法度～よき法務担当者となるために…………… 168

本講のポイント 168

---

解 説 168

---

① よきビジネス・パーソンであれ 169

② 誠実であれ 170

③ <sup>マ</sup>忠実であれ 170

④ 謙虚であれ 171

⑤ <sup>おの</sup>己れを賭けよ 172

⑥ 感謝の気持ちを忘れない 172

事項索引 175

【Case】

そもそも企業法務とは何か。また、その担い手とは誰か。

## 本講のポイント

- ▶ 企業法務とは、多義的な概念である。
- ▶ 企業法務には、①紛争解決、②予防法務、③戦略法務の3機能がある。
- ▶ 本当の意味での企業法務を担うことができるのは、企業内部に精通した法務スタッフである。

## 解 説

### ① 企業法務とは

#### (1) 企業活動と法律

企業の活動は多岐にわたりますが、その中心は対外的な商取引です。しかし、企業を悩ませるものは、取引先や競争相手との紛争ばかりではありません。社内の不祥事、消費者からの苦情、不当な企業攻撃、さらには会社経営のグローバル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展など、現代企業の直面する法的問題は多様化し、複雑化し、そして国際化しています。

このように、現在、経済社会における企業法務の果たすべき役割は日ごとに増しており、そこに企業の法律問題を扱う専門家の活躍の場があります<sup>1)</sup>。ただ一口に「企業法務」といいますが、これも実に多義的な概念ではあります。10人集まれば、十人十色。若干のニュアンスの違いを伴いながら、各々の企業法務のイメージを思い浮かべるであろうと推察できます。

1) わが国現代企業の法務部門の実態については、経営法友会編著『会社法務部【第11次】実態調査の分析報告』（別冊 NBL160号）が詳しい。

## (2) 多義的な企業法務の概念

たとえば、会社法を中心とした商事法務の分野だけを指して、企業法務という言葉を使う場合があります。企業法務にとって、会社法制がもっとも重要な分野のひとつであることは間違いありませんが、それだけに限るものでもありません。

また、企業を取り巻く法律問題のうち、末期的な病理現象を取り出して別に扱い、これと対立させて企業法務を概念する場合があります。倒産法弁護士とか会社再建弁護士と称されるスペシャリスト集団が、ここでいう末期的な病理現象の分野を担っています。これに対するのが企業法務だとすれば、企業法務とは、健康診断や人間ドック、日常的な健康管理から病気にかかったときの内科的な処方、ときには比較的簡易な外科手術まで、相当に幅広い守備範囲を指すことになるでしょう。

あるいは、企業法務について、対象企業との位置関係から論じる場合もあります。それによれば、企業の内部ないしこれに接着する立場で当該企業の法律事務を扱うのが、企業法務だといいます。主に企業人が「企業法務」という場合、多くはこの意味で用いられているようです。会社の法務部員が担っているのが本当の意味での企業法務であって、企業外部の弁護士の業務などは企業法務とは呼ばないということなのかもしれません。この点に、企業法務部門の自信や自負が窺えますし、それにはそれなりの理由もあるようです。

このように、企業法務の概念はきわめて多義的です。したがって、結局のところ、「企業にかかわる法律問題を扱う業務」という、ごく当たり前のような定義づけしかできないわけです<sup>2)</sup>。

---

2) 企業法務の概念につき、菅原「企業の法務部門を強化するための企業法務再考論」月刊ザ・ローヤーズ4巻9号6頁。